

あなたの土地も狙われています！



10月下旬、 村内で「ゲリラ的不法投棄」が発生！

絶対に許されない不法投棄は犯罪です！

10月下旬、石神内宿地内および村松地内で、家屋を解体した際に出たと思われる廃材が不法に投棄される事案が、連続して発生しました。



は、土地所有者など土地の管理責任のある方がごみを処分しなければなりません。不法投棄を防ぐために、柵やフェンスの設置、除草作業、見回り等の定期的な土地の適正管理をお願いします。

■不法投棄のないまちづくりへ

これは、人の目に触れることが少ない場所で、夜間や早朝などに比較的少ない量の産業廃棄物などを捨てて立ち去る「ゲリラ的不法投棄」であり、犯罪です。

■ごみを処分するのは土地の管理者
村などの自治体では、個人が管理する土地に不法投棄されたごみの回収はできないため、行為者が分からない場合

不法投棄を防ぐには、ごみを捨てられないような環境づくりに加え、早期発見が大切です。村では、不法投棄に迅速的確に対応するため、「東海村ボランティア不法投棄等監視員」を随時募集しています。通勤や買い物、犬の散歩など、普段の生活の中でできる不法投棄の監視に、ぜひご協力ください。ながらボランティアで、美しいまち東海村を守っていきましょう。

「東海村ボランティア不法投棄等監視員」募集中！



対象 ▼村内に住所を有する20歳以上の方で、原則として週1回以上活動できる方
活動内容 ▼徒歩やジョギングで村内を移動する際に、不法投棄の監視や不法投棄防止の啓発を行います。不法投棄を発見したときは、その内容を環境政策課または下記の「不法投棄110番」へ通報します。

その他 ▼▽「東海村ボランティア不法投棄等監視員身分証明書」と腕章(夜光反射タイプ)を交付しますので、活動の際には必ず着用してください。▽不法投棄の現場を見つけたときは、関係者に接することなく、状況を通報してください。▽ボランティアのため、報酬はありません。

申し込み・問い合わせ ▼電話またはファックス・メール(▽件名「不法投棄監視員応募」▽住所▽氏名▽生年月日▽電話番号——を明記)で、環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451 ☎287-0479 ✉kankyou@vill.tokai.ibaraki.jp)へ申し込みください。

不法投棄・野焼き・不適切な残土埋め立てを見つけたら

いつもみんなでもらなく みはれ

不法投棄110番 ☎0120-536-380 へ

受付日時 ▼月～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで
※上記以外は、ひたちなか警察署(☎272-0110)へご連絡ください。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)